

協会けんぽに加入の皆さまへ

退職されたら保険証は 事業所に**返却**してください



保険証が使用できるのは
退職日までです。

健康保険 被保険者証	本人（被保険者）	00163
	平成23年 4月 6日交付	
	記号 21700023 番号 21	
氏名	キョウカイ 知 協会 太郎	
生年月日	昭和 61年 10月 22日	性別 男
資格取得年月日	平成 20年 10月 10日	
事業所名称	<input type="radio"/> 株式会社	
保険者番号	010110011	
保険者名称	全国健康保険協会 <input type="radio"/> 支部	
保険者所在地	<input type="radio"/> 市 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町 <input type="radio"/> - <input type="radio"/> - <input type="radio"/>	印

- ・扶養家族の方がおられる場合、**扶養家族の保険証も一緒に返却**をお願いします。
- ・退職後、任意継続に加入する場合、保険証の返却が遅れると、**任意継続の保険証発行に時間を要してしまいます。**
- ・資格がなくなった保険証を使用された場合は**後日、保険医療分（7～9割）を協会けんぽに返還**していただくこととなります。返還に応じていただけない場合には、裁判所への支払督促等、法的手続を行います。

退職後の健康保険について

退職後の健康保険へのご加入は、「健康保険任意継続」・「国民健康保険」・「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの選択肢があります。

(1) 健康保険任意継続

① お手続き先

- ・協会けんぽの保険証をお持ちの方
⇒お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へお手続きください。

② 加入要件

- ㊦ 資格喪失日の前日(退職日)までに2か月以上の被保険者期間があること。
- ㊧ 資格喪失日から20日以内に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出すること。

③ その他

- ・健康保険任意継続に加入できる期間は2年間です。

(2) 国民健康保険

お手続き先

お住まいの市町村役場の国民健康保険の係へご相談下さい。

(3) 被扶養者

お手続き先

お勤めされている方(被保険者)の勤務先を通じて日本年金機構等にご相談ください。